

第1章

計画の策定に当たって

1 社会的な背景

国の合計特殊出生率※は、平成 27（2015）年から 8 年連続して前の年を下回り、少子高齢化に伴う労働力人口の減少や社会保障費の負担の増大が問題となっています。また、働き方の多様化や地域のつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育て当事者においては、子育てへの不安感や負担感、孤立感の高まりにつながっています。一方、子どもにおいては、自己肯定感や社会性を身につける機会の減少にもつながるなど、子どもの育ちに大きな影響が懸念されています。

こうした中、国は、令和 3（2021）年に「こどもの視点」に立って、子どもを巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催、同年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されたことを受け、令和 5（2023）年 4 月 1 日にこども家庭庁を設置しました。

また、こども家庭庁の設置と同日付けで施行された「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的に掲げています。

そして、こども家庭庁は、こどもの健康・育成・福祉・教育の分野で、こどもの視点から「こどもまんなか社会」を実現するため、令和 5（2023）年 12 月に政府全体のこども施策の基本的な施策を定める「こども大綱」や、若い世代が将来展望を描けない状況や、子育て世帯の生活や子育ての悩みに対し社会全体で支援する「こども未来戦略」を策定し、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、施策を推進しています。

※【合計特殊出生率】・・・15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

2 府中町における子育て支援の取組

急速な少子高齢化の進行や、就労環境の変化やこどもの貧困問題などにより、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は大きな変化をみせており、子育てを社会全体で支援していく必要性が高まっています。

こうした中、府中町においては、令和2（2020）年3月に「**地域がつながって こどもがのびのびと育ち 子育てにやさしいまちづくり**」を基本理念とした、「第2期府中町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」と言います。）を策定しました。

府中町では第2期計画に基づき、こどもの健やかな成長や子育て家庭の安心安全な環境づくりを社会全体で支援する取組を推進してきました。

この度、令和6（2024）年度までの5年間を対象とした第2期計画の計画期間が満了することから、次期計画を策定するにあたり、「こども基本法」に規定される市町村こども計画として、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を包含した「府中町こども計画」（以下「本計画」と言います。）を策定します。

本計画は、国の指針や県の方向性等に基づき、第2期計画における取組の進捗評価をはじめ、アンケート結果に基づく町民の意識やニーズ、関係機関の意見等を踏まえ、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人が社会的価値を創造でき、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の形成を目指し、様々な分野の取組を、総合的、計画的に推進するため、より実効性のある計画を目指して策定しています。

●本計画における「こども」の年齢について

こども基本法（第2条）では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。本計画では、概ね18歳までの人をこどもと考えていますが、18歳を超えても支援が必要である場合等は、引き続き支援の対象者としてします。

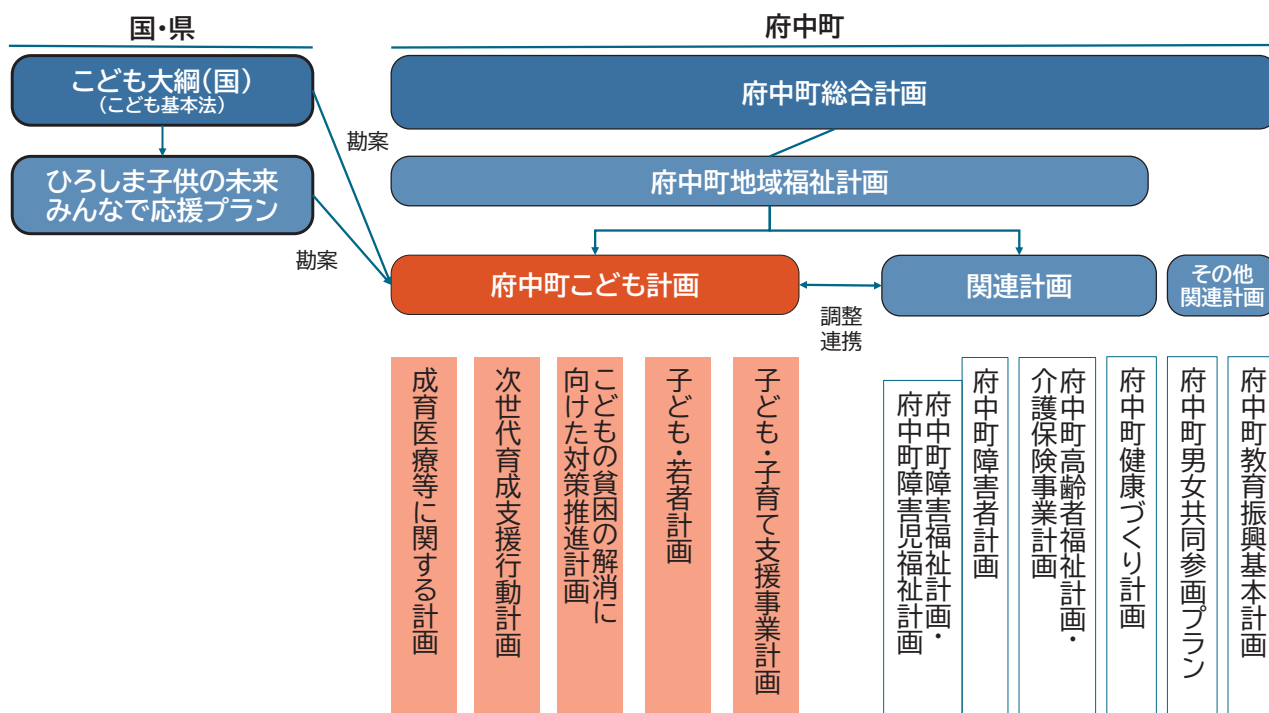
3 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に規定される「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に規定される「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定される「市町村計画」、次世代育成支援対策推進法に規定される「市町村行動計画」、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を踏まえた「成育医療等に関する計画」と一体のものとして策定します。

なお、策定に当たっては、広島県の「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」を勘案し、上位計画である「府中町総合計画」「府中町地域福祉計画」と整合を図るとともに、こどもに関する分野の基本的な計画として、施策を総合的・計画的に推進します。

下記計画を関連計画として、調整と連携を図ります。

- 「府中町健康づくり計画」
- 「府中町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」
- 「府中町障害者計画」
- ◇ 府中町障害福祉計画・府中町障害児福祉計画



4 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や制度の改正、府中町の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

5 計画の策定体制

（1）府中町子ども・子育て会議の開催

学識経験者、こどもの保護者、関係団体の代表者で構成する「府中町子ども・子育て会議」を設置して、子ども・子育て支援事業計画の内容について審議し、その意見を計画に反映しました。

【府中町子ども・子育て会議の開催経緯】

開催日時		主な協議事項
令和5年度 第2回	令和6（2024）年 1月15日	○第3期府中町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
令和6年度 第1回	令和6（2024）年 7月5日	○府中町こども計画の概要・骨子案について
第2回	令和6（2024）年 11月12日	○府中町こども計画の計画案について
第3回	令和7（2025）年 3月3日	○府中町こども計画について

(2) アンケート調査の実施

令和6（2024）年2月に下記調査を実施し、子育て世帯からの意見要望について把握しました。

【府中町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要】

項目	未就学児	小学校
調査目的	府中町こども計画における需要量の見込みを設定する上での基礎資料とする	
調査対象	府中町全域	府中町全域
標本数	1,000 件	1,000 件
抽出方法	0歳～未就学児を持つ保護者	小学生1～6年生を持つ保護者
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
回収数	552 件	559 件
回収率	55.2%	55.9%

また、こどもの意見を聴く取組の1つとして、令和5（2023）年度に広島県が行った県内のこどもの実態やこども施策に対するこどもの意見を聴取するための調査に町独自の調査項目を追加し、「府中町子どもの生活に関する実態調査」を令和5（2023）年7月に実施しました。町立小学校に通う小学5年生とその保護者、町立中学校に通う中学2年生とその保護者を対象に、学校を通じて調査票を配付・回収しました。

各調査結果（町ホームページで公表）は、本計画及び今後のこども・子育て支援施策の充実や改善につなげる基礎資料とします。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査



子どもの生活に関する実態調査



上記二次元コードからアンケート結果をご覧ください。

(3) パブリックコメントの実施

より広範に町民の意見や提案を聴収し、計画策定における透明性を確保するため、パブリックコメントを実施して、幅広く意見を募りました。

